

令和6年11月22日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会

マイナ保険証への移行に伴う届書の切替等について（周知依頼）

この度、標記に関し、厚生労働省保険局保険課より、本会宛てに、別紙の通り周知の依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和6年11月20日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省保険局保険課

マイナ保険証への移行に伴う届書の切替等について（周知依頼）

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現行の健康保険証については、令和6年12月2日以降、新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとしているところ、日本年金機構あて提出いただく資格取得届等の各種届書についても同日より新様式に切り替わる予定です。

そのような中、全国健康保険協会及び日本年金機構において、制度移行期の届出について、下記のとおり対応することといたしました。

つきましては、貴会におかれでは、全国健康保険協会加入の事業主の皆様が、混乱なく日本年金機構あて届出できますよう、下記の対応について、会員企業への周知方よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 令和6年12月2日以降、被保険者資格取得届及び被扶養者異動届については、「資格確認書発行要否」欄が追加された新様式に変更となること。ただし、資格確認書の交付を円滑に行うため、同日以後も「資格確認書発行要否」欄がない旧様式（以下「旧様式」という。）による届出を受理するものとし、旧様式による資格確認書の発行が必要である意思表示を可能とするこ

と。
具体的には、旧様式における備考欄に「資格確認書発行が必要」の旨の記載があることをもって資格確認書の発行が必要である意思表示があるものとして受理する運用すること。

2 当該取扱いは令和6年12月2日から令和7年2月28日までとすること。

以上

(別添資料)

- 周知用チラシ（「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年12月2日から被保険者資格取得届及び被扶養者（異動）届の様式が変わります！」）

事業主の皆さんへ

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に伴い、**令和6年12月2日から被保険者資格取得届及び被扶養者(異動)届の様式が変わります！**

新様式は「資格確認書」の発行に対応しています。

令和6年12月2日以降は新様式をご利用ください※1。

※1 旧様式による届出があった場合は原則として「資格確認書」の発行は行いません。

やむを得ず旧様式を利用する際に「資格確認書」の発行を希望する場合は、備考欄に「資格確認書要」と記載いただくことで、新様式における「資格確認書発行要否」欄に記入があったものとして受け付け、協会けんばから「資格確認書」が発行されます。

【新様式の変更点】

『被保険者資格取得届』

様式コード 2200		被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届		受付印
令和 年 月 日提出 事業所登記記入欄		事業所登記記入欄		
事業所所在地 事業所名 事業主氏名 電話番号		社会保険労務士記載欄 五、名、等		
被保険者登記欄		被保険者登記欄		
被保険者登記欄		被保険者登記欄		⑪ 資格確認書発行要否欄
被保険者登記欄		被保険者登記欄		□ 発行が必要

⑪ 資格確認書発行要否欄を追加

⑪ 資格確認書発行要否	□ 発行が必要
-------------	---------

『被扶養者（異動）届』

様式コード 22012		被扶養者（異動）届 第3号被保険者関係届		受付印
令和 年 月 日提出 事業所登記記入欄		事業所登記記入欄		
事業所所在地 事業所名 事業主氏名 電話番号		社会保険労務士記載欄 五、名、等		
被保険者登記欄		被保険者登記欄		
被保険者登記欄		被保険者登記欄		⑫ 資格確認書発行要否欄
被保険者登記欄		被保険者登記欄		□ 発行が必要

⑫ 資格確認書発行要否欄を追加

⑫ 資格確認書発行要否	□ 発行が必要
-------------	---------

[新様式のポイント]

■資格確認書の発行が必要な方（※2）が新たに被保険者や被扶養者になる場合は、新様式の資格確認書発行要否欄「□発行が必要」にチェックを入れて届出を提出していただくことで、交付申請手続きなしで資格確認書が交付がされます。

※2 以下に該当する場合に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない者
- ・マイナンバーカードの返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
- ・利用登録解除者
- ・利用登録解除を申請した者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

※3 資格確認書発行要否欄にチェックがない場合は交付に時間を要する場合があります。

※4 すでに被保険者、被扶養者である方が12月2日以降に資格確認書を必要とされる場合は、協会けんぽに直接資格確認書の交付申請をしてください。

[様式変更についてのQ&A]

Q：新様式はいつから使用できますか？

A：令和6年12月2日より届出が可能です。

新様式は12月2日以降、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

Q：旧様式は使えなくなるのですか？

A：旧様式には「資格確認書発行要否」欄が無いため、令和6年12月2日以降は新様式をご利用ください。

なお、現時点においては旧様式による届出は令和7年2月28日まで可能とする予定です。

Q：資格確認書要否欄をチェックせずに提出してしまいました。後から資格確認書の交付を申請できますか？

A：マイナ保険証を所有していない方や健康保険証利用登録を行っていない方などには、当面の間、交付申請手続きなしで協会けんぽから資格確認書を交付しますが、資格確認書要否欄にチェックがない場合には交付に時間を要する場合があります。早期に資格確認書が必要な場合は、協会けんぽに直接、交付申請いただくことも可能です。

協会けんぽへの申請は、全国健康保険協会ホームページからダウンロード可能な「健康保険資格確認書交付申請書」をご利用ください。

●日本年金機構ホームページ

「令和6年12月2日以降は健康保険証が
発行されなくなります」



●全国健康保険協会ホームページ

「資格確認書交付申請書」

※ 令和6年11月25日より公開

